

事 務 連 絡

平成23年3月18日

各都道府県 民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局疾病対策課
厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課

東北地方太平洋沖地震による被害者の公費負担医療の取扱いについて（その2）

健康行政、社会福祉行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。また、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による被害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この度の地震による被災状況等に鑑み、関連書類等の紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることができない場合も考えられることから、被災者の方々の公費負担医療の取扱いについて、「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて」（平成23年3月11日付け厚生労働省健康局総務課等事務連絡）を発出したところです。

今般、上記の事務連絡の取扱いに加えて、新規の申請の取扱い及び受給者証等の有効期間経過後の取扱いについて、別紙のとおりとすることといたします。

なお、（社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

(1) 特定疾患治療研究事業（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業を含む。）

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成23年3月11日から同年5月31日までに新規に受理した受給者証の交付申請については、今般の地震による被災状況等に鑑み当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各都道府県の判断により、臨床調査個人票又は医師の診断書に記載された日を交付申請書の受理日とみなして受給者証を交付することとして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うものとし、当該他の都道府県知事が認定を行った上、受給者証を交付するものとする。

なお、この場合、受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応として差し支えないものとする。

③ 受給者証の有効期間経過後の取扱い

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について、現に受給者証の交付を受けている患者であって、受給者証の更新申請を行っている者（更新申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、更新の受給者証が交付されるまでの間は、現に有している受給者証の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

(2) 肝炎治療特別促進事業

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成23年3月11日から同年5月31日までに新規に受理した受給者証の交付申請については、今般の地震による被災状況等に鑑み、当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各県の判断により、医師の診断書に記載された助成対象となる治療の開始日を交付申請書の受理日とみなして取扱うこととして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うものとし、当該他の都道府県知事が認定を行った上、受給者証を交付するものとする。

なお、この場合、受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応として差し支えないものとする。

③ 受給者証の有効期間経過後の取扱い

現に受給者証の交付を受けている患者であって、助成期間の延長申請又は受給者証の更新申請を行っている者（延長申請又は更新申請を行う予定であった者を含む。）に係る取扱いについては、それぞれ以下に示すとおり対応して差し支えないものとする。

- インターフェロン治療の有効期間の延長に係る申請については、当該延長が認定された後に、現に有する受給者証の有効期間の終期まで遡及する取扱いとしてよいものとする。
- 核酸アナログ製剤治療の更新に係る申請については、当該更新が認定された後に、現に有する受給者証の有効期間の終期まで遡及する取扱いとしてよいものとする。

(3) 児童福祉法

① 児童福祉法第20条の規定に基づく療育の給付

i 都道府県域等を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県等から他の都道府県等へ避難している者が新規に療育券の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事等に申請を行うものとし、当該他の都道府県知事等が認定を行った上、療育券を交付するものとする。

なお、この場合、療育券の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応として差し支えないものとする。

ii 療養券の有効期間経過後の取扱い

現に療育券の交付を受けている者であって、療育券の継続申請を行っている者（継続申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、継続の療育券が交付されるまでの間は、現に有している療育券の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

② 児童福祉法第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業

i 都道府県域等を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県等から他の都道府県等へ避難している者が新規に受診券の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事等に申請を行うものとし、当該他の都道府県知事等が認定を行った上、受診券を交付するものとする。

なお、この場合、受診券の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応として差し支えないものとする。

ii 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

受診券の交付申請については、受診券の始期は交付申請書の受理日としているところであるが、従来より、特別の事情により申請書受理までに相当の日時を要した場合については、申請書受理前であっても事業の対象として差し支えないこととしていることから、今般の地震による被災状況等に鑑み適切に対応されたい。

iii 受診券の有効期間経過後の取扱い

現に受診券の交付を受けている者であって、受診券の継続申請を行っている者（継続申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、継続の受診券が交付されるまでの間は、現に有している受診券の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

（４）母子保健法第２０条の規定に基づく養育医療の給付

① 都道府県域等を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県等から他の都道府県等へ避難している者が新規に養育医療券の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事等に申請を行うものとし、当該他の都道府県知事等が認定を行った上、養育医療券を交付するものとする。

なお、この場合、養育医療券の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応として差し支えないものとする。

② 養育医療券の有効期間経過後の取扱い

現に養育医療券の交付を受けている者であって、受診券の継続申請を行っている者（継続申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、継続の養育医療券が交付されるまでの間は、現に有している養育医療券の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

※ なお、上記の児童福祉法及び母子保健法の規定に基づく事業について、事業の対象に変更はない。